

1 議事日程(4日目)

[平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成16年6月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	橋本 健 (4)	<p>1. 学校教育(小学校)について</p> <p>(1) 犯罪が低年齢化しているが、学校現場での道徳教育について、こういった内容でどういう指導をされているのか、その実情を伺う。</p> <p>(2) 太宰府には由緒ある文化財や遺跡が数多く存在しているが、古都大宰府の由来や当時の暮らしぶりなど、大宰府の歴史をしっかりと認識し、郷土愛を育むよう小学6年生向けの郷土史(テキスト)を編集し、総合学習に導入していただきたい。</p> <p>2. 地域コミュニティづくりPart</p> <p>昨年12月議会にて取りあげた地域コミュニティづくりについて、各小学校ゾーン別の進捗状況と推進上の問題点を問う。</p>
2	山路 一 恵 (11)	<p>1. 児童虐待防止策について</p> <p>(1) 現状について(実態と市の対応)</p> <p>(2) マニュアル作成と体制について</p> <p>2. 開かれた市政、情報公開について</p> <p>(1) 審議会の公開を条例や規則で明確に</p> <p>(2) 市長出前トークの実施を求める</p> <p>(3) 外郭団体、市の補助金交付団体等も公開の対象に</p>

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番 片井 智鶴枝 議員	2番 力丸 義行 議員
3番 後藤 邦晴 議員	4番 橋本 健 議員
5番 中林 宗樹 議員	6番 門田 直樹 議員
7番 不老 光幸 議員	8番 渡邊 美穂 議員
9番 大田 勝義 議員	10番 安部 啓治 議員
11番 山路 一 恵 議員	12番 小柳 道枝 議員
13番 清水 章 一 議員	14番 佐伯 修 議員

15番 安部 陽 議員
17番 福廣 和美 議員
19番 武藤 哲志 議員

16番 田川 武茂 議員
18番 岡部 茂夫 議員
20番 村山 弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市長	佐藤 善郎	助役	井上 保廣
収入役	松島 幹彦	教育長	關 敏治
総務部長	平島 鉄信	地域振興部長	石橋 正直
市民生活部長	関岡 勉	健康福祉部長	古川 泰博
建設部長	富田 讓	上下水道部長	永田 克人
教育部長	松永 栄人	監査委員事務局長	花田 勝彦
総務部次長	松田 幸夫	地域振興部次長	三笠 哲生
健康福祉部次長	村尾 昭子	総務課長	松島 健二
秘書広報課長	和田 有司	行政経営課長	宮原 仁
財政課長	井上 義昭	地域振興課長	大藪 勝一
市民課長	藤 幸二郎	子育て支援課長	和田 敏信
保健センター所長	木村 努	建設課長	武藤 三郎
施設課長	轟 満	学校教育課長	花田 正信

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石 純一
議事課長	木村 洋
書記	伊藤 剛
書記	満崎 哲也
書記	高田 政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） 皆様おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、小学校における学校教育についてお伺いいたします。

本市には7つの小学校がございますが、現在各小学校では知識偏重の風潮や知識の詰め込みではなく、独自の教育目標に沿ってたくましく生きる力や思いやりの心など、豊かな人間性をはぐくむ心の教育に心血を注いでおられていることと存じます。

また、その具現化を目指し、授業内容の工夫や地域との連携により、昔遊びを通して地域高齢者との交流会と地域の方を招いた授業、さらに国際理解を深めるために韓国、中国との友好的な交流活動など、各校それぞれが創意工夫に努められ、熱意を持って教育の実践に取り組まれておりますことに、ただただ頭の下がる思いであります。

ところで、心の教育が叫ばれて一体何年になるのでしょうか。つい先日、佐世保市立大久保小学校において、絶対あってはならない同級生による殺人事件が起きてしまいましたことは、誠にいかんともしがたく、全国の教育に携わる方々をはじめ、各地方の教育委員会では大変苦慮されていることと存じます。特に長崎県では、昨年7月の男児誘拐殺人事件後、二度と悲惨な事件を起こさないとたく決意され、シンポジウムや県民運動として地域全体で育てる「ココロねっこ運動」の推進などあらゆる手段を尽くし、様々な取り組みを実施させていただきに、なぜまた長崎かというそのショックははかり知れません。

3月議会でも述べましたように、昨年度の14歳未満の強盗並びに殺人などの凶悪犯罪は212人、前年比11.4%で年々低年齢化と凶悪化の傾向にあります。しかし、あらゆる対策を講じて、これといった打開策がないのが現状でありますし、こういった事件は日本全国どこで起きてもおかしくないと言っても過言ではありません。

本市におきましても、学校、家庭、地域が密に連携を図り、深夜徘徊や万引きなど、犯罪がエスカレートしないよう初歩的な段階で非行の芽を摘む努力を払う必要があるのではないのでしょうか。子どもの育成についてはあくまでも家庭が基本で、学校にすべてを期待するのは酷であり、限界があるかと思えます。しかし、事件が起きるたびに、学校では道德教育をしっかりとやっているのかといった発言も時折耳にしますが、小学校6年間の義務教育の成長過程において人間形成の一翼を担っていることも事実であります。

そこでお伺いいたします。

1点目の質問ですが、本市の小学校におきまして道德教育がこういった内容でどんな指導がされているのか、その実情をお聞かせ願いたいと存じます。

次に、第四次総合計画の将来像、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の3つの戦略プロジェクトの一つであります「まるごと博物館」構想に沿って、遊歩道や散策道路の整備は着々と実行されていることと存じます。太宰府には天満宮をはじめ政庁跡、観世音寺、戒壇院、光明禅寺、水城跡、大野城跡、岩屋城跡など数々の由緒ある文化財や遺跡が点在しております。また、観光資源としても大変貴重なものであり、太宰府に住む子どもたちに先人の苦労や伝統文化を教える学習の機会が少ないように感じます。

そこで、学校という場で古都大宰府の由来や当時の暮らしの変遷など大宰府の歴史をしっかりと学び、郷土に誇りと愛する心をはぐくむために小学校6年生向けの郷土史、テキストを編集していただき、小学校の総合学習にぜひ導入していただきますようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

さて、2項目めの地域コミュニティづくりPart についての質問に入らせていただきます。昨年12月議会にて取り上げました地域コミュニティづくりであります。その後進みぐあいが大変気になるところでございます。今年度の太宰府市勢要覧によりますと、市民一人ひとりが地域のまちづくりに気軽に参加することができ、運営にも楽しく携われるような仕組みづくりや場づくりを行う。そして、市民によるまちづくりを通して地域への愛着や市民同士の連帯感を醸成するなど地域コミュニティづくりを推進していくとの計画記事が写真入りで紹介されております。確かに日本全体の秩序が乱れている現代において、地域コミュニティは必要不可欠なものかもしれません。これからの時代はそこに住む人、すなわち市民が主体となり、希薄な人と人のきずなを深めていくことが大変貴重であり、重要なことではないでしょうか。

本市におきますコミュニティづくりは、平成13年度から平成17年度までが前期基本計画になっております。今現在、各小学校ゾーン別の進捗状況と、これまでの推進上での問題点についてお聞かせ願いたいと存じます。

以上、2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 最初に、佐世保の小学校の事件を触れられましたので、そのことについて

述べ、2点についてお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、佐世保市の小学校における事件についてですけれども、大変痛ましい事件であり、大きな衝撃を受けているというのが事実でございます。各学校におきまして、日々の教育活動の中で子ども同士お互いの立場を尊重するとか命を大切に、そういう心の教育の充実を、また子どもの変化を見逃さないような相談活動の充実、そして保護者、関係団体と協力するなどして一層の取り組みを図る、こういうことを校長会とともに進めていこうというところでございます。

そこで、ご質問の道徳教育の実情についてでございますが、道徳教育につきましては道徳的な心情、判断力、実践意欲など道徳性を養うということを目指して、学校教育活動全般で取り組むというようになっております。

道徳の時間の学習につきましては、その指導内容といたしまして自分自身に関する事、正直に生きる事、整理整頓というようなことを考えていただければいいと思います。また、他人とのかかわり、人を大事にするというようなことが中心になると思います。そういうふうな4つの柱から構成されておまして、それぞれの内容に応じまして各学校で生徒の実態等必要に応じまして具体的に指導計画を作成しているところでございます。

また、教育活動全体を通じましては、各教科等の指導とともに米づくりとかボランティア活動、高齢者との交流、またいろんな体験活動を積極的に取り入れるなどいたしまして、そのほかに読書活動とか、また心のノートの活用等を図るなどして、子どもたちの心の教育の充実、そういうことに取り組んでおるところでございます。

2点目の郷土史のテキストの編集と総合学習への導入についてでございますが、ご指摘のように大宰府の歴史や文化を学ぶなどして郷土愛をはくむということは、教育委員会といたしましても大変重要な大切な事項ととらえておまして、教育施策等にも掲げ推進を図っているところです。各学校におきましても、社会とか理科、学校行事、総合的な学習の時間などを利用して、地域との連携や地域に開かれた学校づくりの面から地域の人材やボランティア等を活用し、具体的には地域の環境を調べる学習や作物を育てる学習、福祉施設への訪問や国際交流、郷土史に関する学習など太宰府市の地域性を生かした学習に取り組んでいるところでございます。

ただ、どのような教育活動を計画するかにつきましては、学習指導要領をもとにしながら、さきに述べた市の施策、また地域の実態、それから各学校の今までの取り組みの成果等、こういうことを加味しながら各学校で校長を中心に作成するものとなされております。そういうことで、総合的な学習の時間の計画については各学校にゆだねているところでございます。

お尋ねの太宰府市の学習テキストにつきましては、現在小学校3、4年生用に社会科副読本を編集しております。こういうものでございます。「私たちの太宰府」、小学校3、4年生用というのがございます。

ご指摘の総合学習につきましては、総合学習に示されているといひましようか、例示とされているものは国際理解とか福祉、環境、また子どもの興味、関心に合った内容、地域の実態というように、非常に多岐な内容が示されておりますこと、総合学習の時間は見たり、聞いたり、調べたりする力とか、物をまとめる力とか、また発表する力、こういうことを育成するのが主たるねらいであって、知識とかということを身につけるといひのは副次的な内容というふうにされております。

そういうふうなことから、さきに申しましたように各学校で計画等作成いたしますので、今のところ新しいテキスト等を作成する計画はない状況でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 小学校における道徳教育の内容と指導についてご答弁いただきましたけれども、教材として5、6年生で使う道徳の教科書がここにございます。ページをめくりますと、表題のついた短い物語が35ほど載っております、例えば緑よよみがえれとか、ボールの魔術師ペレ、僕のお姉さん、友の命、こういったものが短い物語で編集されております。ページのそれぞれの物語の最後にですね、考えてみようという2つのテーマについて意見を述べるという学習をされてるように思いますけれども、こういう学習でと理解してよろしいんでしょうか。お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 道徳の時間の指導はですね、おっしゃいますように副読本といひましようか、読み物資料を使った指導が多いのは事実でございます。それ以外に視聴覚とか、また劇をするとか、そのほかいろんな方法を工夫しながらやっておるというのが現状で、特に低学年に当たりますとそういう動作とか、そういうものを多用する傾向があると思ひます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 先ほどのご答弁の中にもありましたように、毎週1時間道徳教育が組まれているようですが、副教材を使って学ぶという道徳教育もあるというご答弁いただきました。こういった教科書や副読本を使って授業をするといひことも大変貴重だと思ひます。昨日、安部陽議員に13日付の西日本新聞永六輔さんの記事を読むようアドバイスをいただきました。記事を読みますと、今学校の給食に「いただきます」とかですね、「ごちそうさま」、こういった言葉がなくなっているという指摘記事が載っております、ちょっと驚きましたけれども、本市においてもこのような現象が起きているのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 詳しくは調べておりませんけれども、食べ物についてですね、感謝する気持ちでいただくということについては、各学校とも行っていると思ひます。

ちょっと話が長くなりますが、道徳の時間というひのは道徳的な心情といひますか、気持ちとか、そういうふうなものを養うというひのが中心でございます。

それから、先ほど出ましたように給食とかというような具体的な場面では、道徳的实践といっておりますけど、道徳的に行い方を指導するというのが中心になっておる、ちょっとニュアンスが違いますけど、そういうことをねらいとしながら行っているということでございます。

だから、例えば教科の時間につきましても、例えばお話をよく聞かないときにはやっぱり先生の話をお聞きしますよというのは、やはり一つの道徳的な実践の一分野にも入るかと思えます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。やっぱり道徳実践ということをですね、重きに置いていただきまして、今後も指導していただくようお願いいたします。

日本人は礼儀正しさを人間性を判断するところがあります。「おはようございます」とか「こんにちは」をはじめ、「いただきます」「ごちそうさま」「ありがとうございます」など、人としてのですね、やはり礼儀作法は家庭、学校も含めましてしっかりと徹底していただきたいと存じます。

最後に、嫌なことをお聞きしますが、他市においていじめや不登校、校内暴力、それから学級崩壊など難題を抱えてる学校もあるようですが、本市ではそのような報告は上がってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 最初に、他市で起こっているような現象といいましょうか、状況は本市でも起こる可能性があるというように私自身はとらえて、また校長先生方にも他市で、例えば新聞なんか出たときに、じゃ、自分の学校の状況はどうかとか、自分だったらどう対応するかとか、そんなふうにとらえて読んでほしいというふうに話をしております。

それから、学級崩壊等については報告を受けておりませんが、いじめとか、また不登校については報告を受けております。それで、校長を中心にその担任の先生一人にゆだねるのではなくて、学校全体で取り組むように、それから情報がどこまで公開できるか、子どもの問題もありますので、公開できる範囲内で保護者ともこういう事例があるということで連携するようというふうに話しております。

つけ加えますと、私は特に子どもたちは加害、被害という言葉が適切かどうか分かりませんが、加害者になっても大変ですし、被害者になっても大変だというふうに思っております。ですから、全然ないということはないと思えますけれど、早く情報をキャッチして細かいうちといたしますかね、そういうときに対応できるように、ぜひ子どもたちの状況の把握に努力してほしいということをお願いしているところでございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 日本全国ですね、やはり病んでる子、心が病んでる子が非常に多いんです。佐世保の事件を契機に、今後小学校においてもカウンセリングが必要になってくるかもわかりませんが、一人の人間として絶対やってはならないこと、すなわち殺人はもとよりいじめ、万引き、窃盗、恐喝など現場の先生方が口酸っぱく徹底指導していただきますよう要望い

たします。さらに、道徳教育を充実させ、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、お互いが助け合う心を培ってほしいと思っております。

本市のですね、教育要覧を拝見いたしますと、小学校では将来社会人としての資質を高め、心身ともに健康で個性豊かな子どもをはぐくむといった教育目標を掲げておられます。また、各教科において、例えば理科など、自然の崇高さや動植物の命に対し敬意を払い、大切にすることを育てるといった道徳的な教えも盛り込まれているようです。さらに、遠足や修学旅行、運動会など集団行事の中でルールや協力し合う心を養い、人間としてよりよい生き方や相手を思いやる心をはぐくむといった精いっぱい努力をされていることと存じます。それだけに、今回の事件でカッターナイフによる縦10cm、横10cmの深い傷を負わせてしまった殺人事件は、学校関係者、特に現場の先生方は大変ショックだったろうと思います。

冒頭でも述べましたように、学校では限界があり、家庭における幼少期からの親とのかかわりとしつけの積み重ねが左右するのではないのでしょうか。この事件により衝撃が走り、全国に波紋を投げかけましたが、各都道府県におきましては緊急臨時校長会、また長崎県では全小・中学生約14万人を対象に個別相談の実施と安全管理マニュアルの再徹底、そしてパソコン活用の反省から使用ルールを教える再教育など、その対応に大わらわであります。緊急の応急処置も大切なことですが、今後二度と小学生による殺人事件を起こさないために、これから将来にわたっての予防対策を講じることが最も肝要なことではないのでしょうか。その具体策につきましては、次の議会の青少年健全育成Part で述べさせていただきます。

2点目に入らせていただきます。2点目の小学校における郷土史の件ですけれども、現実的には大変厳しいというご答弁をいただきました。3、4年生で社会科副読本があるのも私も承知しておりますが、これは水を大切にしようとか、そういった形の施設を見学すると、こういったふうになっておりまして、歴史だけを扱った教材ってというのがないということで今回提案をさせていただきました。

また、確かに各学校ともそれぞれ単発ではありますが、史跡めぐりやふれあい館での遺跡の見学による学習を実施されているようです。総合学習としてほかにどんな取り組みがあるか、わかりましたらお教え願いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほども申しましたように、例えば国際理解教育で外国との交流をしたり、またインターネットその他で交流を図るというようなこととか、それから福祉的なことで、そういう施設に行きながらもう実際に体験してみたりとか、また人権とか環境とか、例を挙げますと、先ほども申されました歴史も含めまして非常に多岐にわたっております。その背景は、さきに申しましたように、内容的な側面よりもいろんな調べるとかというような能力を育てるということを重視されておる関係で、本当に子どもたち自身が興味、関心あるような事柄を選んで自分の課題として学習していると、そういうふうな進め方をしておりますもんですから、非常に多岐にわたっている状況でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

総合学習っていうのはゆとり学習とも言われますが、これ学校の自主性と独自性を出して取り組むというのがねらいというふうに向っております。今回、私が提案させていただきましたテキストの中身に工夫を凝らし、単元化した編集にして必要な単元をその学校で選んでいただく選択性、こういう形にすればよいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 私自身、この総合学習が始まる前っていいですか、その前後ごろ文部省の委託を受けて研究開発というところに体験しておりましたときにもですね、そういう内容的な側面のテキストよりも学習の仕方のテキスト、例えば今の歴史でしたら、歴史について知りたかったらどこに行ったらそういう資料があるよとか、または を訪問したときのあいさつの仕方とか電話のかけ方とか、そういうふうな学習を進める上でどういうことに留意したらいいとかというような、そういうふうな学習の進め方のテキストをつくるのが非常に有意義ではないかと、ただ内容とかというようなことについてやっぱり本人で調べさせる、または本人が行って聞いてくる、またはインターネットでとか、そういうふうなことが大事ではないかというふうに出したわけですが、その考え方っていうのは今も余り変わりませんで、先生方にも資料はどういうところにあるかというようなこととか、どこに行ったら何が見られるというようなことについてはアドバイスできるような能力を持ってほしいけど、それについては子どもが自分で行くとか、訪ねるとかというような活動をしてほしいなというふうに感じているところです。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 今回、こういった要望を出しました理由は、我々新議員の勉強会の中で文化遺跡の発掘現場を実際に見学をいたしました。これは力丸議員の提案でございましたけれども、昨年12月と今年1月に文化財課のご協力を仰ぎ、現場をのぞいてまいりました。山村主査の丁寧な説明に感激しながら、タイムスリップし、当時の人々の暮らしを想像し、大宰府の歴史の重みを肌で実感したわけでございます。そこで、これはぜひ将来ある子どもたちに太宰府のよさを伝え、数々の文化遺跡や伝統文化を継承していく必要があると痛感したからであります。学校教育課、教育委員会、学校現場の先生方、それぞれの立ち場でのご意見も様々あるかとは思いますが、再度提案資料で説明をさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、資料をご覧ください。これは私一個人の参考資料でございますが、私が考えたといいますが、それを提案させていただくと、あくまでもこれは教育行政に対する介入ではございませんので、その辺ご理解をいただきまして説明をさせていただきます。

小学生向けの郷土史について。サブタイトルは、歴史を知り、これからの太宰府を考えよう。目的としまして、古都大宰府の由来や当時の人々の暮らしの変遷を学ぶ、歴史探訪で家族の和と友人、知人との連帯感を深める、太宰府を学び郷土に誇りと愛する心をはぐくむ、こう

いった3つの目的を掲げます。あとはどういう形になるかわかりませんが、ひとつ論議をですね、校長会なり教育委員会でも結構ですし、ぜひしていただきまして、できるかできないかは、できたらつくっていただきたいのですが、その辺は教育委員会の方にお任せをしまして、ぜひ論議を尽くしていただきたいと思っております。あとは、説明につきましては、これご一読いただければと思います。省略させていただきます。

2項目めの地域コミュニティづくりについてのご答弁をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） それでは、次に地域コミュニティづくりについてご回答いたします。

最初に進捗状況でございますが、平成15年度は地域コミュニティを推進していくために太宰府市地域コミュニティ推進指針を策定し、まず第一段階としまして区長に本市が進めようとしております地域コミュニティづくりについてご理解いただくために、各小学校区ごとに数回にわたり説明会を開催してまいりました。この区長への説明会を通しまして、行政と地域の関係やコミュニティ連絡協議会と区との関係がわかりにくいなどのご指摘もいただきましたが、地域の人たちが主体性を持ち、知恵を出し合い、協働してその地域に住む一人ひとりが豊かさを感じることができるまちづくりの必要性、地域コミュニティづくりの方向性については一定のご理解をいただけたものと考えております。

次に、推進上の問題点についてでございますが、地域コミュニティづくりは地域にとっても行政にとっても新たな仕組みをつくることであります。それを地域に具体的に発信していくためには、地域と行政の協働連携とは具体的に何なのか、これから行政が地域のために何を担うのか、地域コミュニティづくりの将来ビジョンをもっと明確化する必要があると考えています。

現在7小学校区のうち5小学校区において連絡協議会設立に向けて準備を進めていただいているところであります。本年度は第2段階として、区長はもとより各種委員の方や団体の皆さんにも参画していただきながら、地域コミュニティづくりの必要性や組織づくりについての協議の場を設けていく予定にいたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 今回はコミュニティづくりの内容ではなく、その取り組みについての質問を幾つかさせていただきたいと思っております。

大変ご苦労があるかと思えます。地域性の違いとかですね、今年区長さんが新しくなられたところもあると聞いておりますので、その説明ですね、数回の説明会をなさったということですが、現在のその説明の対象者っていうのは、今のところ区長さんだけでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 先ほども申し上げましたように、まずは行政と地域のパイプ役と

いいですか、区長さんに対してこの地域コミュニティづくりについてのご理解を深めていただきたいということで、区長に小学校区ごとにお集まりいただきながら説明を重ねてまいりました。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そこで区長さん方が自主的に協議開催をされてるとか、そういったゾーンと申しますか、それはございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 行政からの呼びかけにおいて協議を重ねていておりますけれども、区長におかれましては小学校区単位にそれぞれ情報交換をなされてる小学校区もございしますので、その中ではこのコミュニティづくりについて協議はされてるものと期待をいたしております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） このコミュニティづくりは本来地域住民の自主的な運営が目的であると昨年6月にですね、説明を受けました。今お話を伺っておりますと、まだ行政主導の段階のようですけども、あれから1年を経過いたしました。十分努力はされてると思いますけれども、1年間で変化なり実績っていいですかね、上がっているかどうか、そういうふうに自覚してらっしゃるか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 先ほども申しましたように、地域の区長さん以外の方々とこのコミュニティづくりについて私どもまだ具体的なお話をしておりません。ただ、このようなコミュニティづくりについては地域の方々の中で自主的に、このコミュニティ協議会とは直接は関係しておりませんが、いろいろな子育て支援の部分とか高齢者の部分とか、それから防犯組織の問題とか、いろいろなものが取り組まれております。

それで、先ほどもご答弁申し上げましたように、今年度は早くですね、区長さんはもとより、いろいろなまちづくりに期待をされてる方あるいは参加を希望されてる方いろいろな方々とひざを交えた協議を持ちたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ積極的に推進していただきたいと思います。来年の平成17年度が前期基本計画の最終年度になっております。これから各ゾーンごとに協議会の日程を進めていくご計画というものは立てられてるでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） 先ほど7小学校区のうち5小学校区が今準備を進めていただいと申すところだとして報告いたしましたけれども、当然そういう5小学校区については今後の日程、具体的に協議をしてまいっておりますし、それからあと2小学校区についてはいろんな地域的な要件とか、それから地理的な要因もありまして、その残りの2小学校区については私ども一人ひ

とりの行政区をお尋ねしながら、その区が今抱えてある地域づくりについての課題とか、そういう意見交換をしながら進めているところでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 一生懸命努力されてるのはよくわかりましたけれども、なかなか何といえますかね、見えてこないといえますかね、どうなってるんだろうという、私だけじゃないと思うんです、そういうふうに感じてるのはですね。

最後の質問になりますけれども、昨年の12月議会で地域の方が自主的にかつ意欲的に取り組んでいただくよう納期を決めまして、事業計画書あるいは役員構成表、部署開設計画書などの提出をされれば、AかBの判定により補助金を出されたらどうでしょうかといった提案をさせていただきます。今後の進め方としてですね、何か方策をお考えになってますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部次長。

地域振興部次長（三笠哲生） この地域コミュニティ推進委員を実効あるものとするために、活動のための支援補助金制度を設けております。

一つには、連絡協議会とっておりますのはそれぞれ小学校ごとのコミュニティの協議会みたいなのをつくっていただくための準備会だろうと思っております。そういう準備会を設立するために、いろいろな勉強なり、いろいろな情報の交換などが必要だと思えます。そのために、その設立に向けた補助として10万円を限度にということ組んでおりますし、それからその中でどのような活動ができるのかという、まさに推進計画を策定をしていただくための費用の補助制度、それから具体的に協議会が立ち上がりまして、自治的な活動、自治会的な活動あるいは親睦的な活動が取り組まれましたら、一つの小学校区を10万円を基本に、あと世帯単位に世帯100円の補助を出しながら、そういう活動の支援をできるようにということで要綱を定めております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 支援策として補助金制度をお考えになっているということで、少し安心をいたしました。がしかし、その支援策ですね、これがあるんだったら思い切って、もう区長会で説明された方が各ゾーンの足並みもそろい、前に進むような気がいたします。と申しますのも、福岡県の推進運動に青少年育成のアンビシャス広場づくりという事業がございます。ご承知と思いますが、この事業今年で打ち切りとなり、先月5月17日が最終締め切りでございました。3月議会の終了後、4月から地域の子どもの居場所づくり、すなわち遊び場づくりのために広場委員、推進委員、ボランティアの方など約50名のスタッフ確保に奔走し、市経由で県のアンビシャス推進室へ計画書類を提出、時期を同じく中林議員もご苦勞の未提出されましたので、高雄区と青葉台区が来月7月の下旬に広場が誕生しそうです。

では、なぜここまで必死になれたか、それは補助金交付が明確にされていたからであります。本市のコミュニティづくりにおきまして、行政側がそういった補助金あるいはその支援

策を明確にしない限り、どんな立派な説明をされても意欲をかき立てることはできませんし、時間がかかり、なかなか進展しないような気がいたします。慎重さも大事ですが、今後コミュニティづくりを進めていく上でむだな労力と手間を省き、早急に支援実施に英断を下していただきますようお願いいたします。

また、支援策の実施に当たっては、区長会で説明されるものと思いますが、区長さんプラス1名、例えばその地域に明るい方とか斬新さを持った方、あるいは自治会役員の方などを加えていただくと議論も活発になるのではないのでしょうか。予算的な問題もございましょうが、総合計画の3つのプロジェクトの一つで大変大きな事業であるだけに、我々はもとより市民の方の関心も高いことと存じます。ご苦労も多く、難解な事業とは思いますが、いつまでに何を目標に、どんな動きをしていくのかといった今後のアクションプラン作成と実現に向け、精いっぱい努力精進していただきますようお願いする次第です。

以上でコミュニティについては終わらせていただきます。

1項目めの小学校における郷土史の件ですけれども、子どもたちの学習の継続によって知識を身につけ、学校からの史跡めぐりや家族との歴史探訪などの体験学習によりまして関心度も高まり、九州国立博物館（仮称）の見学にも拍車がかかるかもしれません。子どもたちからの発信により大人や高齢者が感化され、散策道路や遊歩道の利用も多くなり、活気を呈してくればこの上ない喜びであります。文化ふれあい館での講演会や説明会などにも、こういったテキストを活用されるのも一方法かもわかりません。

今回、小学校における郷土史の件、郷土史の提案をさせていただきましたが、私自身は思い切った150kmのストレートを投げ込んだつもりです。その重さをぜひしっかりと受けとめていただきまして、採用に向け論議賜りますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2項目質問をいたします。

まず1つ目に、児童虐待防止策について伺います。

児童虐待やいじめ、体罰、子ども同士の殺傷事件など、痛ましいニュースが連日のように報道されています。耳にするたびに、「どうして周りの大人たちが気づいてあげられなかったのか」、「悩みを打ち明けられる相手がいなかったのか」など、いろいろ考えさせられ、決して私たちの身近なところでそんな悲痛な事件を引き起こしてはならないと、そんな思いを強くしているところです。中でも、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待件数は年々増加の傾向にあることから、本市でも児童虐待を未然に防ぐ対策や虐待が確認された後の親と子どもの心理的ケアなど、自治体で取り組めることはいち早く積極的に行っていくことが必要ではないでし

ようか。

本年4月7日に改正された児童虐待防止法でも、予防及び早期発見、児童の保護と自立支援、保護者への支援などについて国や自治体の責務がより詳しく定められました。法施行の10月1日まであと3か月半しかありませんが、私は法改正を期に太宰府市独自の児童虐待防止マニュアルなども作成をし、あるいは条例化を検討し、現在ある「児童SOSネットワーク」がより機能するような方策をとっていただきたいと思います。

まず、本市の児童虐待の現状をご報告いただいた上で、現在の市の対応と法改正に基づく今後の方向性について執行部のお考えをお聞かせください。

次に、開かれた市政・情報公開について、3点伺います。

まず初めに、審議会等の公開についてお尋ねします。

地方自治体には各種の審議会や委員会、協議会などの附属機関が数多く設置されています。法令、条例により設置されているもののほかに、市長の私的諮問機関として設置要綱により設置されているものもあります。自治体の政策形成や施策に重大な影響を及ぼすこれらの審議会などが住民参加の名のもとに組織されながら、会議の公開、非公開については、市は原則公開としながらも各会長及び会の判断にゆだねるといった消極的なものです。

こうした附属機関で出された意見、勧告、答申、調査結果などが柱となり、政策や施策、条例づくりなどが行われるのですから、市民に対してもっとオープンにしなければならない機関だろうと思いますので、会議の公開、非公開については会の判断にゆだねるといったあいまいなものではなく、公開制度を設け、市民の行政への参加を促していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

次に、市長による出前トーク実施について、市長のお考えをお聞かせください。

市長が定期的に市民との懇談の機会を持ち、住民の声を直接聞くことで開かれた市政をアピールしている自治体が春日市や佐賀市などをはじめ幾つかあります。こうした自治体では、市長や市政が身近に感じられるようになった、もっと市政に関心を持たなければならないと思ったなど、市政への関心が市民に広がったという効果が出ており、開かれた市政の推進という意味では最も有効な取り組みだというふうに思います。市民の意識の中では、市長は雲の上の人のような遠い存在だと感じている人が少なくありません。こうした場を設けなければ市長と接する機会はまずありません。何より市民は市長が描く太宰府市のビジョンを知りたいと思っています。市長選挙が過去2回無投票であったため、市長の公約を知る機会がなかったという声を選挙後よく耳にいたしました。公約もわからない、お会いしたこともないから顔もわからないという市民がほとんどだろうと思います。そこで、市長がいつも言われる市民が真ん中を実効性あるものにしていただくためにも、市民との懇親の場を設け、開かれた市政を推進して下さるよう要望します。

最後に、外郭団体や市の補助金交付団体等の情報公開について伺います。

情報公開条例第17条では、「市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の

趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする」と、情報公開規則によって太宰府市土地開発公社、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団、財団法人太宰府市国際交流協会の3出資法人についての公開を明らかにしていますが、そのほかの社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会や社団法人太宰府市シルバー人材センターについては、情報公開条例の対象範囲には含まれていません。外郭団体と見るのかどうかの判断もあると思いますが、実際には自治体がやる仕事をし、人事の面でも自治体職員が派遣され、自治体と人事交流が盛んに行われているなどの実体があるのですから、市民から見れば公金が支出されているのにその用途について情報公開できないのはおかしいという見方があります。公金支出という点から見れば、市が補助金や助成金を出しているそれ以外の団体についても公開の対象とすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

例えば福岡県香春町の条例には、「町の出資、助成団体とは、町が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している公益法人、株式会社及び有限会社並びに町が年額100万円以上の補助金、助成金、負担金を交付している団体とする」といった条項があります。ここまで情報公開の対象を定めている自治体は全国でもそう多くはないようですが、本市でも情報公開条例第1条に掲げる市民の知る権利を尊重する立場に立つなら、先進地を調査され、もっと市民に開かれた情報公開条例にしていきたいと思います。

以上、答弁については項目ごとをお願いをいたしまして、再質問は自席の方からさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

~~~~~

再開 午前11時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 児童虐待防止策の現状について、ご回答申し上げます。

近年、児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているなど、児童虐待に関する問題が深刻化しております。児童虐待の早期発見、早期対応及び児童の適切な保護を行うことが緊急の課題となっております。

当市では、年間約30件の相談事例が発生をいたしております。平成15年度の内容としましては虐待6件、養育放棄15件、虐待の疑い2件、虐待や養育放棄されたことによる非行4件等となっております。これらは市役所への直接の相談や家庭児童相談員への電話によるものなどのほか、保健センターでの検診のときや医師等からの通報、保育所等での子どもの状態などで気づくことで把握をしている状況です。

対応といたしましては、福岡県中央児童相談所、筑紫野警察署、筑紫保健福祉環境事務所、保健センター、家庭児童相談員、民生委員、主任児童委員などの関係機関や関係の委員等と連

携を取りながら、家庭訪問や観察等行ったり、施設への保護を行うなどの処置をいたしております。

対策につきましては、施設等への処置を行うことが目的ではなく、最終的には家庭に戻すこととありますので、児童相談所と連携を取りながら子どもや家庭での状態把握に努めているところです。

通常につきましては、小児科医師、主任児童委員、保健師、家庭児童相談員、補導担当教員、それから子育て支援課職員で構成しております児童SOSネットワーク地域連絡会議を月に1回開催して、情報の交換を行っているところでございます。

次に、太宰府市独自のマニュアル作成と今後の体制について、ご回答申し上げます。

児童虐待の防止等に関する法律が本年4月に改正され、市町村の責務がより明確化されたところでございます。これに先立ち、国は平成15年度次世代育成支援行動計画策定指針の「要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みの推進」の中で児童虐待防止対策の充実を掲げております。発生予防や相談支援を子育て支援サービス事業で行うよう、また個々のケースの解決につながるような取り組みなどを例示いたしております。

このことから、今年度に策定する太宰府市次世代育成支援行動計画の中で、児童SOSネットワーク地域連絡会議のあり方や、より実効性のある児童虐待防止策について盛り込むなど検討してまいります。

虐待に関する相談等への対応につきましては、厚生労働省から示されております子ども虐待対応の手引きにより行っておりますが、太宰府市独自のマニュアルにつきましても、今後研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 小・中学校の現状、実態等につきましてご答弁申し上げます。

児童・生徒への虐待等の発見は、地域住民からの通報、子どもたちの行動の変化や状態を直接知ることができる教職員の気づきなどであり、通報を受けた後の関係機関の連携や組織的な対応で早期発見、虐待の防止につながるものと考えております。

現状としましては、児童・生徒に対する虐待ではないかと疑われるような事象が出てまいりますと学校長から教育委員会へ通報が入りますので、市長部局と連携して対応することといたしております。

次に、今後の方向性でございますが、教育委員会といたしましては改正されました児童虐待防止法の中で、児童虐待を受けたと思われる児童を通告義務の対象とし、通告義務の範囲が拡大されたことなどを校長会を通じて周知徹底を図り、市長部局とも連携しながら児童虐待の問題発生に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。



11番（山路一恵議員） ただいま児童虐待についての市の対応と学校関係での対応の報告がございましたが、やはり法が改正されてより自治体の責務が具体化されたということで、これから市が取り組みを強化していかなければならない分野としては、一番に発生予防と早期発見、この部分がやはり一番重要だろうというふうに思います。

それで、早期発見しやすい施設としては、先ほど言われたように乳幼児健診などが行われる保健センター、それから小・中学校、幼稚園や保育園などがございますが、そこでまず保健センターの方にお伺いをしたいと思います。

先日いただきました平成15年度の保健事業報告、この冊子をもとにいたしましてお尋ねをいたしますが、保健センターでは母子保健事業として妊婦の相談や乳幼児健診、母親教室や両親教室というのが行われております。発生予防、早期発見の分野では大変大きな役割を担うことになるわけですが、今後の課題としてこの中に挙げておられるものに、乳幼児健診の中では乳幼児健診を受けに来なかった人のフォローや、また今年から2歳半の歯科検診がなくなりました。そのことで1歳6か月から3歳までの健診というのが何もなくなりますので、そういった間のフォローですね、それから両親学級では回数が年3回では少ないと、そういうことや、また1人で両親学校に参加をしている母親や父親がいるということで、そういった1人で参加をしている方へのかかわり方、それと父子手帳の活用状況の調査、こういったことが今後の課題としてこの中に挙げられております。それで、やはりこういった課題はですね、児童虐待にかかわる課題については早急に対応を検討されて実行していただきたいんですが、そういった計画、いつまでにしようと思っているとかっていう計画の方はお持ちですか。

それと、こういった事業を充実をさせようと思ったら保健師さんの負担が大変重たくなります。現状、保健師さんの人数でこれらの事業を拡大した場合、今の保健師さんの人数で対応ができるのかどうか、その2点についてお伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 保健センター所長。

保健センター所長（木村 努） 現場でございますのでお答えいたします。

まず、計画といたしましては、まだ先ほどの第2問目の再質問の中でありましたように、保健師関係で今現状としては計画はまだ立っておりません。そしてまた、7月からまた産休に入りまして臨時を雇用するということで、とても今現状としては手が回らないということで、計画としてはしなければならないという現実はわかっておりますけど、ちょっと無理なようでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今保健センター所長の方が回答したんですが、平成15年度の保健事業報告ということを出ささせていただいた中で平成16年度が始まったわけなんですけど、報告書としては今上がったということですが、実際平成15年度した中で保健センターとの方で平成15年度の事業についての反省あたりもしておりますので、それを踏まえた中で平成16年度事業、こ

れからどういう形でやっていくかということもきちっと計画を立ててやっております。

それから、2点目の保健師の負担が多くなるということなんですが、当然事業を充実させると人員体制をどうするかということがございますが、今限られた人数ではございますが、その中で今後とも努力をしていきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） これまでの虐待の報道などを見ておりましたら、0歳から3歳までの乳幼児の死亡というのが大変多く伝えられております。やはり自らの意思を伝えることができない、こういった子どもに対する虐待というのは、どういふ理由があろうとも絶対に許せるものではありません。それだけにやはり乳幼児とその親に一番かかわりを深く持つ保健師さんですね、役割、大変重要ですので、もし事業を充実させたときに保健師が足りないといったときには必ず保健師さん増員して対応していただきたい、そのことはお願ひをしておきたいと思ひます。

それと、平成16年度でできる限り課題として挙げておられる事業ですね、これはやってくださいますようにお願ひします。

そうしたら、次に小・中学校の対応についてお伺ひします。

大阪の岸和田市で中学3年生の15歳の男子生徒が衰弱死寸前まで虐待されたという事件、それから住吉区での小学6年生、12歳の男子児童が監禁をされ、十分な食事を与えられずに衰弱死した事件などは記憶に新しいところですが、こうした小・中学生の虐待事件でいつも私が思ふのは、児童・生徒の不登校に対する学校の対応はどうだったのかということです。岸和田市の場合ですと、学校も子ども家庭センター、これは多分児童相談所みたいのところだと思いますが、このセンターも虐待の疑いは持っていないながらも内縁の妻が不登校だということで子どもの安全確認を持つに至らなかったということが事件後報道されておりました。不登校の子どもについては、今年に入って文部科学省が児童虐待にかかわる調査を行っていると思ひます。それはご承知だと思いますが、それと同時に児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について、こういった通知も来ていると思ひます。それを受けて学校の対応、先ほど対応していくというふうに簡単に言われましたけれども、具体的に何かお考へになつてゐることはございせんか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今ご指摘のように、特に今年初めの岸和田の事件を受けて文部科学省では不登校の子どもに教員がどれだけ会つてゐるかというような調査が行われまして、約2割だつたと思ひますが、2割ぐらいの子どもたちには会えないという、そういうふうな実態を受けまして、4月当初に今後のあり方についての通知文が参つてゐるところでございます。

各学校に通知文を配布はしておりますけれども、各学校においてはですね、そういう通知文以外に福岡県自体も特に不登校の対応というのは大きな課題ととらえまして、各学校の体制づ

くり等を行ってきたところでございます。

今回、それに加えて特に明確でなくても通知義務というものが学区、学校にも出てきますので、そういうことを生かしながら、特に市長部局との連携を取りたいと思っております。学校におきましてはですね、特に不登校、それから虐待、いじめ等生徒指導の諸問題について校長、教頭を中心に協議の場を持つと同時に、特に校長の方からこういう事実についてどうかというような話がないときはですね、提起をするようにして、その対応等を十分協議すると同時に教育委員会と協議してほしいというふうに話を進めているところです。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 先ほど2割の子どもに会えないというような状況があるようですが、虐待と思われる児童・生徒数が何人なのか、数が上がっているのが何人なのかということはわかりますか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 各学校でですね、そういう事実があったらすぐ教育委員会の方に伝えてほしいというふうに話をしておりますが、教育委員会の方でまだそういう報告があつてないようでございますので、私自身はまだ把握しておりませんが、まだあつてないのではないかとこのようにとらえております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 大阪の岸和田市の事件を例に挙げるとですね、岸和田市では学校では虐待ではないかということが疑われておったんですが、ただそのことを担任の先生は教育委員会にも報告をしていなかったし、校長にも報告をしていなかったということが後になってわかっています。こういうことが実際に起こる可能性は十分にあることですので、ですから学校からの通報を待つのではなく、やはり学校の中でどういう対策をとった方がいいのか、これは今回やっぱり各学校にその対応をお任せにするのではなく、市が、やっぱり教育委員会が、市独自のマニュアルというのをつくって対応すべきだというふうに思うんですね。やっぱり全学校が統一した対応っていうのが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほども申しましたように、福岡県自体としてですね、非常に大きな課題だということで、学校における体制づくりということは福岡県の場合、福岡県もそうですが、太宰府市の場合ずっと以前からやっていたところでございます。そういう中で、不登校の子どもたちの、それぞれAさん、Bさんありますが、その子どもたちの状況を校長、教頭を中心に生徒指導の委員会で上げながら状況を担任とか学年部会とかで報告し合って、じゃ、その対応をどうしようと、ある面ではマン・ツー・マンで当たるとか、または学年部会で当たるとかというようなことをしながら対応をしてきたところでございます。

おかげさまでいいでしょうか、太宰府市の中学校の不登校、ゼロじゃないんですけれども

全国平均の半分以下というような、先生方のご努力も私は非常にありがたく思っているところでございます。そういう中ではございますけれども、再度ですね、そういう協議の中で校長の方から子どもの状況の中で虐待の事実はないのかどうかというような点から指摘するようなことを忘れないでほしいということをしなから、学校での情報収集に努められていただいているところです。そういうふうな方法で各学校とも不登校とかいじめ、虐待について対応していただいておりますので、改めてですね、マニュアルをつくってこうしなさい、あしなさいというところは今のところは考えておりません。ただ、10月からこういう法が実行してきますので、再度各学校についてはこういうところをしっかりとやってほしいということ、先ほど部長が申しましたように、確認させていただきたいと考えているところでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはり今学校に求められているのは、教職員の虐待に対する意識を高めていくことだというふうに思うんですね、校長先生も含めて。それで、この間小学校の先生にお伺いしましたら、虐待について何か学校で取り組まれているのかというふうにお尋ねしましたら、いや、特に何もないと、以前虐待に関するパンフレット、多分県が出してるパンフレットだろうと思うんですが、それが配られたただけだというふうに言われてました。だから、教職員の虐待に対する意識が変われば、やはりそういった子どもをね、SOSを出している子どもを救う、救える確率っていうのも上がってくるんだろうと思います。

ですから、やはり今後学校に求められていることは、そういった教職員の虐待に対する意識の啓発、それともう一つ、子どもたちがやはり自分自身や友達を守ること、あるいは助けを求めることの大切さ、そういった子どもたちの意識啓発というのも、今後ぜひやっていただきたいというふうに思います。

これは岸和田市の事件の検証の中で出た教訓です。本当に各学校の中で不登校のね、不登校児童に対する対応っていうのは、教育委員会の方もね、一々把握されているわけではないと思うんですが、今後その不登校のね、その対応ですよ、数じゃなくて、不登校児に対する対応、これは教育委員会の方でやはり情報収集を密にしてやっていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

そのほか学校以外にも、早期発見の場といたしましては保育所や幼稚園などが挙げられますけれども、こうした施設に通っている子どもは比較的発見がされやすい。しかし、就学前の子どもで幼稚園にも保育園にも通っていない子ども、こういった子どもが現在何人いるのか、これは市の方で把握できておりますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 3,000人弱でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 3,000人弱。今の数字はどういうふうに出されたんですか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今の数字につきましては、保育所、それから幼稚園の人数ですね。

その分と全体的な人数がありますので、それを差し引いて出した人数でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 保育所と幼稚園、この保育所は無認可保育所とかも含めてってということですか。例えば事業の中に設置されている保育所なんかも含めて差し引かれた数字と見ていいんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所には認可保育所、それから無認可保育所がございます。それから会社の中でつくってあります事業所での保育所というのもございます。それから、幼稚園につきましては、市内には私立しかございませんが、市外の幼稚園に通ってある子どもさんもおられますので、そういう方たちの人数を出した中での先ほど回答申し上げました人数でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 約3,000人いるということで、意外と多いなというふうに思ったんですが、こういった地域の中で孤立してるかどうかはわかりませんが、こういった施設に通ってない児童がね、虐待されるっていうケースは意外に多いというふうに聞きますし、こういった施設、どこの施設にも行かれていない子ども、こういった家庭に対しての対応としては、やはり地域におられる児童委員さんとか家庭児童委員さん、民生委員さんなどにご協力をいただいて、常日ごろから気にかけてもらうようなことも必要だと思うんですが、こうした3,000人の方に対しての接触っていいですか、そういったことは何か市としてはお考えございますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 保育所、幼稚園等に通ってあればですね、その中で保育士さんたちが毎日見てありましょから子どもの状況とかわかるわけですが、それ以外の方につきましては、先ほど保健センターの方でやってます乳幼児健診とか相談とか、そういう事業の中で子どもさんの状況、それから親御さんの状況というところも把握すると、それから地区に児童委員さんもおられますし、民生委員さんもございます。そういう方たちに状況の把握ということが一番近いところでの把握じゃないかということになるかと思えます。

それで、いろんな検診とかやってる中で、検診にも来られないという方についてどういう場で把握するかということがこれからの課題だろうと思えますし、虐待防止に関する法律が変わりました大きなものとしましては、今までは児童相談所の方に通報するということがあったんですが、これからは市町村において、いろんな家庭からの相談とか必要な調査、指導ということまでが各自治体の責任ということが出てきましたので、これからどういう形が一番把握できる形かなということが課題になってくるかと思えますので、その中で研究、検討をやっていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 法も改正されたばかりで、その全体的な取り組みっていうのは何かまだこれからかなというふうな感じも、印象も受けますが、やはり各施設機関のですね、方々の研修っていうのは、法の中でも今回しなければならないというふうになっておりますので、そういう中でその民生児童委員さんっていうんですか、の方々の研修なども充実をさせていただくようにお願いをしたいと思います。

2つ目に地域に対する子ども虐待の理解、それから防止に関する啓発、再発防止の対応についてお尋ねをします。

児童虐待防止法の第6条が改正されまして、今までは通告の対象が児童虐待を受けた児童だけに限られておりましたけれども、改正後は児童虐待を受けたと思われる児童というふうに広く定義がされました。ちなみに平成15年度に虐待が通告された経緯、経路がどうだったのかを見ますと、11件中近所からの通報というのが4件と最も多く、4件とも身体的虐待だったという実態があります。こういう中で市民に児童虐待に対する理解を得ること、そして協力を求めることが防止策の最大のかなめになると考えますが、啓発の方法として県が発行をしております子ども虐待対応マニュアル、こういうのがありますが、こういったマニュアルなどを参考にしてください、市民向けに啓発冊子をつくって配布をすると、そういうこともひとつ必要じゃないかというふうに思いますが、市民への啓発についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 市民の方々への啓発ということなんですが、福岡県の方で子ども虐待対応のハンドブックというものをつくっております。配布先としては民生委員の方々に配布するように、6月18日、今月なんですが民生委員会がございますので、その中でこのハンドブックをお配りして説明をしていきたいというふうに思っております。

それから、市民の方々につきましては市の周知の方法としては一番身近なところでは広報市政だよりというものがございますので、そういう市政だよりを使ったり、それから実際困ったときの相談する場所ですね、そういうところのPRとか、いろんな方法があるかと思いますが、その分につきましては10月1日から施行ということを待たずにですね、市としても早い対応を求められてということがございますので、やっぱりいろんな形で広報に努めていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） よろしくお願ひします。

次に、現在本市には児童SOSネットワークといった組織がありますが、中心的役割を明確化するという事で子育て支援課が中心に据えられ、窓口となっております。窓口はいいんですけれども、市が事務局としてネットワークを運営するには、今後増加するであろう事務量に対応できるような職員配置をしなければならないというふうに思えます。

児童虐待は緊急対応を要する状況が多々あり、再発防止も在宅での指導がほとんどなので職員は1世帯に1人かかりつきりという状況になります。今の子育て支援課を見てますと、今でも結構大変な状況のようですが、こういった職員の増員について、それから児童福祉司や心理判定員などの専門職員の配置なども今後お考えをいただきたいと思いますが、こうした職員の確保につきましては、平成9年から当時の担当職員の方が要求していたというふうに聞いております。やはり児童虐待もありますし、今保育所の問題も抱えておられるし、母子家庭の問題なども子育て支援課が担当となっておりますけれども、こういった幅広い施策に対応するには今の職員では人数が足りないのではないかと、このように思いますが、増員の考え、それから専門職の配置のお考えはございますか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 職員の増員の分につきましては、私の方からちょっとお答えするわけにいかないと思うんですが、確かにいろんな事業をやっていく中で、数少ない職員の中でですね、対応をやってるということがございますが、特に児童虐待によってのいろんな相談、それから処置に関しましては半日とか1日とかですね、かなりの日数をとった中で対応していかなければならないということがございますので、専門職につきましてはですね、機会をとらえて私どもの方もできますればそういう専門職の配置あたりも今後考えていかなければならないというふうには考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 専門職の配置についてはお考えいただけるということで、そのようにお願いします。

それと、やっぱりこういったSOSネットワークという立派な組織がですね、平成9年につくられておりますが、先ほど月1回の会議も開かれてるということでした。ただ、こういったネットワークをより機能させるためには、児童虐待防止に関する条例をきちんと制定して、各関係機関の位置づけや役割、こういったものをはっきりさせる必要があると思います。条例制定についてはお考えがないというふうに言われましたが、やはり余りにもね、関係する機関が多いんですね、やっぱり児童虐待に関する対応っていう、だからやっぱり条例としてきちんと位置づける必要があると私は思います。ですから、再度条例制定についてはお考えいただくように強く要望をしておきたいというふうに思います。

最後に、里親制度の普及について伺います。

里親制度、今年の3月に中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で春日市の中央児童相談所の方に視察に行っていました。県下にある児童養護施設の状況をお聞きしましたけれども、県所管の11か所の児童養護施設は今どこの施設も満杯の状態だそうです。そして、施設では児童福祉司の数が圧倒的に少ないために、子どもに対しての対応が十分にできない、そんなことでこの児童相談所の担当課長さんがですね、そんな子どもたちに家庭でのぬくもりを与えてあげたいということで、国に今一番児童相談所が要望をしたいのは里親制度の充実なんだ

と、このように言われておりました。

この里親制度というのは、県が児童相談所を通じて窓口として呼びかけている制度なんですが、これが余り知られていない制度のように感じられます。現在、里親の登録数が幾つかということで県に問い合わせをしましたら、今政令市を除いた県内の里親登録数は82件ということでした。その数も今徐々に減っているということです。ですが、児童相談所の課長が言われるように、やはり充実をこの里親制度は児童養護施設に対応する制度としてはやはり充実をさせていかなければならない施策の一つだと思いますし、平成13年度に市が出している児童育成計画、この中でも児童虐待の項目の中で里親制度の普及啓発は主な施策の一つとして挙げられております。この里親制度の普及について、平成13年度の児童育成計画の中では出されておりましたけれども、これまでに市が何か取り組みをされたということがありますか。それとあわせて、今後のお考えについてお尋ねをします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 児童育成計画の中にはのせておったんですが、具体的な取り組みということは今のところいたしておりません。

それで、里親制度につきましては、今日私朝来るときにラジオの中でその里親制度のことがちょっとあってたんですが、その制度の中で申し出が、数は余り多くないみたいなんですが、申し出はあってると。それで、里親になる方については国の方から補助みたいなものが出るというところで、その中で言ってあったのが一番大事なのは預かれる、里親になられる方と子どもさんですね、関係というんですかね、その辺のことが一番里親制度で難しいところだろうというふうには言ってありました。それで、確かに議員さんが言われるように、児童相談所としても限られた施設ということもございますし、これからは里親制度というのを実施することによって、虐待という話もあってるんですが、そういうことへの子どもの気持ち的なものですね、そういうものを和らぐ一つの制度じゃないかなというふうにも考えております。

それで、ご質問いただきました件につきましても、今後育成計画の中にも挙げておりますし、当然次世代育成計画の中にも児童虐待のことも当然入れて検討していく課題というふうになっておりますので、その中で検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはり今子育てが難しいと言われている中で、また不景気が続く中でね、里親制度の普及っていうのは大変難しい問題だろうというふうに私も思いますけれども、今後啓発などについては定期的に行っていただくようにお願いします。

今回、児童虐待について調べる中で、この問題は分野が非常に幅広く、保健や医療、福祉、教育、司法といった領域のすべてにかかわってくるので、それだけに対応が難しいということを感じました。各機関の相互の緊密な連携が対策のかぎとなりますが、行政機関は横の連携に弱いということをよく指摘されます。その弱点を露呈しないためにも、市独自のマニュアル作成、また条例制定を今後検討していただきまして、何よりも本市の児童虐待件数をゼロにする



のだと、そういう意識を各機関が持って今後の児童虐待の対策に当たっていただきたいというふうに思います。

以上で、まだ本当はお伺いしたいことがあるんですが、また次の機会にさせていただきます。

じゃ、次に情報公開の方の答弁をお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それでは、2点目の開かれた市政情報公開につきまして、まず1点目の審議会等の公開についてご回答いたします。

各種の審議会あるいは委員会等につきましては、市の施策の企画立案などの政策形成に大変重要な役割を担っておりますことから、より公平な運営を確保し、市民参画による市政を推進するためにも審議会、委員会等の会議を公開することは極めて重要なことであるというふうに思っております。

こうした観点から、現在本市で運用いたしております太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の一部を既に見直しを行っておりまして、改正を行いました。その中に、新たに会議公開という条文を設けまして、その事項を詳細に規定をいたしております。そして、原則として本年7月1日から、この審議会や委員会等の会議の公開を行ってまいります。

具体的に申し上げますと、開催日の1週間前までに市の掲示板あるいは本市のホームページ上におきまして、審議会等の名称、設置目的あるいは委員の名前、議事概要等をお知らせするようにいたしております。

以上のように、今後とも積極的に市民参画による市政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の市長出前トークについてご回答いたします。

より多くの市民の皆様が積極的にまちづくりに参画していただきまして、様々な場面において提言あるいはご意見を直接市長が拝聴あるいは懇談をするシステムは、まさに地方分権時代に適応した極めて重要なことであるというふうに思います。

ご提言の市長出前トークの実施につきましては、ご承知のとおり過去にも類似をした公聴・広報活動の一つといたしまして、移動市長室、それから市長へのはがき、さらには平成10年度から3年間にわたって実施いたしました。各小学校区から市民一般公募いたしました市政モニター制度を実施いたし、直接市民の皆様との懇談会も行ってきました。

また、平成13年度からはそうした手法を変えまして、日ごろ意見を言う機会の少ない市民の皆様の声をよく聞くために、「住みよか太宰府まちづくり市民意識調査」というものを実施いたしております。ご提言のように、今後もさらに様々な手法や工夫を凝らしながら、直接市民と市長が対話をするような、いわゆる「市民の声を生かしたまちづくり」を一つの事業として積極的に推進していきたいというふうに思います。

次に、3点目の外郭団体や市の補助金交付団体等の情報公開について、ご答弁申し上げます。

す。

本市では、昨年の4月に情報公開条例の一部改正を行いました。先ほど申されましたように、市が出資している法人のうち、土地開発公社など3つの団体につきましてはそれぞれ情報公開を行うための措置を指導いたしまして、独自に情報公開に関する規程等を制定していただき、その運用がなされているところでございます。ご質問にありますこれ以外の補助団体等につきましては、情報公開に関する規程等が確かにまだ未整備でございますけれども、毎年市の方が提出を義務づけております各補助団体等の事業計画書あるいは事業報告書、そして予算書、決算書などにつきましては、既に市が保有している書類として保管をしておりますので、基本的には市民等から請求があれば公開をいたしております。

しかしながら、これらの団体等の、例えば理事会でありますとか役員会などのいわゆる会議録までの提出や公開までは義務づけておりませんが、市政の一部を補完し分担するなど、市政の重要な一翼を担っていることを考えますと、この団体等が保有する情報の公開を求めていくことは大変重要であるというふうに考えております。

したがって、これらの団体等に対しましても、ご紹介の先進地等もでございます。こういうふうな先進地の状況も参考にしながら、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう、それぞれ関係団体の方に理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） まず、審議会等の公開については4月の1日から公開を行うようにされているということですので、これは終わりました、次に市長の出前トークについて、できる限り推進していきたいというようなことでしたが、直接市長にですね、お聞きしたいと思います。

これからですね、やはり市のトップとして市民に対しては太宰府市をこういうまちにしたい、こういうふうに考えているんだということを示す責任というのが市長にはあると思います。やはり市民が真ん中と言われるのであれば、少しずつでも市民に歩み寄るような姿勢を見せていただきたい、これは市民の要望でありまして、私も市民の一人としては市長にそうしていただきたいというふうに思っておりますので、あと任期も3年を切りましたが前向きにご検討をいただきたいというふうに思います。市長のお考えをちょっとお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市民の皆さんの声を聞く、そして私のモットーでもございますが、市民が真ん中という行政姿勢につきましては変わりないわけでございます。

行政情報等の公開につきましては、ただいま部長が申しましたように、また市民の皆さんと直接私がひざを交えながら聞くとか、そういう懇談会等の提言もございますが、昨年機構改革の中に広報・公聴機能の充実を図るという趣旨で秘書広報課を新設したところでございます。本年度のそういう市民との広報・公聴活動につきましては、具体的な計画につきまして今練っ

ていただいております。と同時に私も各種団体等の総会等につきましてはできるだけ出席しながら、また会議出席者の皆さんとの接触を図るということには今後とも努力してまいりたいと思う次第でございます。

なお、直接市民の皆さんとの懇親の場等々につきましては、具体的な計画につきましては秘書広報課の方といろいろ、また市民の皆様あるいは区長会等のご提言等もございまして、そこらを諮りながら積極的に市民との接触を図ってまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ありがとうございます。

最後に外郭団体、市の補助金交付団体等の情報公開についてですが、まだ規程は未整備だが要望があれば公開をしているということでした。ただ、やはり規程などはちゃんと整備をしていただいておりますね、補助金交付団体、例えば香春町のようにですね、幾ら以上の補助金、交付金を出している団体については公開をしますよと、そういうふうなきちとした定め方をしております。情報公開を推進していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は6月17日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時51分

~~~~~